



中間決算公告 (写)

銀行法第52条の28に基づく決算公告を行い、銀行法第52条の29第1項の規定により決算公告の写しを本誌に掲載しております。

第9期中間決算公告

平成22年11月29日 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役社長 北山 敏介

中間連結貸借対照表 (平成22年9月30日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)			
現金預け金	4,803,453	預 (負債の部)	78,096,969
コールローン及び買入手形	849,184	譲渡性預金	8,977,218
買現先勘定	63,038	コールマネー及び売渡手形	2,236,437
債券貸借取引支払保証金	4,975,505	売現先勘定	1,135,743
買入金銭債権	1,077,846	債券貸借取引受入担保金	3,703,652
特定取引資産	8,771,003	コマース・ペーパー	351,205
金銭の信託	22,457	特定取引負債	6,987,071
有価証券	33,435,725	短期借入金	7,719,322
貸出金	63,532,671	外国為替	284,721
外国為替	986,243	短期社債	1,150,585
リース債権及びリース投資資産	1,761,258	社債	3,489,479
その他資産	5,021,784	信託勘定債	187,298
有形固定資産	1,088,390	その他負債	5,432,762
無形固定資産	660,590	貸与引当金	36,630
繰延税金資産	715,977	退職給付引当金	47,800
支払準備金	4,622,617	役員退職慰労引当金	2,807
貸倒引当金	△1,062,938	ポイント引当金	20,416
		繰越剰余金払戻損失引当金	9,897
		利息返還損失引当金	66,399
		特別法上の引当金	365
		繰延税金負債	24,464
		再評価に係る繰延税金負債	46,949
		支払準備金	4,622,617
		負債の部合計	124,210,397
		(純資産の部)	
		資本金	2,337,895
		資本剰余金	978,866
		利益剰余金	1,789,404
		自己株式	△124,060
		株主資本合計	4,982,105
		その他有価証券評価差額金	235,142
		繰延ヘッジ損益	17,881
		土地再評価差額金	34,937
		為替換算調整勘定	△100,154
		評価・換算差額等合計	187,307
		新株予約権	144
		少数株主持分	2,029,052
		純資産の部合計	7,196,610
資産の部合計	131,409,258	負債及び純資産の部合計	131,409,258

中間連結損益計算書

平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	1,980,507
資金運用収益	818,685
(うち貸出金利息)	(603,194)
(うち有価証券利息配当金)	(134,630)
信託報酬	1,052
役員取引等収益	428,506
特定取引収益	188,653
その他業務収益	524,289
その他経常収益	19,319
経常費用	1,439,898
資金調達費用	158,146
(うち預金利息)	(57,774)
役員取引等費用	69,987
その他業務費用	416,294
営業経費	655,630
その他経常費用	139,840
経常利益	540,609
特別利益	14,096
特別損失	6,517
税金等調整前中間純利益	548,187
法人税、住民税及び事業税	46,527
法人税等調整額	27,318
法人税等合計	73,845
少数株主持分調整前中間純利益	474,341
少数株主利益	56,848
中間純利益	417,493

＜中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に関する作成方針＞

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 320社
 主要な会社名
 株式会社三井住友銀行
 株式会社みなと銀行
 株式会社都府アール銀行
 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited
 三井住友銀行(中国)有限公司
 S M B C フラント証券株式会社
 日興コーディアル証券株式会社
 三井住友ファイナンスリース株式会社
 三井住友カード株式会社
 株式会社セディナ
 S M B C ファイナンスリース株式会社
 株式会社日本総合研究所
 S M C Capital Markets, Inc.

なお、株式会社セディナは株式会社セディナの第三者割当増資の引受けにより、S M B C ベンチャーキャピタル株式会社 15 社は株式取得等により、中間連結貸借対照表より連結される子会社及び子法人等としております。

Banque Paribas Ltd. 他4社は清算により子会社及び子法人等でなくなったため、当中間連結会計期間より連結される子会社及び子法人等から除外しております。

また、ワゾールリーディング有限会社6社は親名組合方式による賃貸事業を行う業者となったため、当中間連結会計期間より連結される子会社から除外し、持分法非適用の関連子会社としております。

② 非連結の子会社及び子法人等
 主要な会社名 S M C Co., Ltd.

子会社エヌエムエルシー・マホゴリー有限会社 212 社は、親名組合方式による賃貸事業を行う業者であります。その資産及び負債は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第5条第1項ただし書第2号により、連結の範囲から除外しております。

また、S M C Co., Ltd. 他社の非連結の子法人等の増資、経営収支、中間純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に關する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子法人等 4社
 主要な会社名 S M C Co., Ltd.

② 持分法適用の関連法人等 44社
 主要な会社名 住友三井オートサービス株式会社
 アリス株式会社
 大和証券投資信託顧問株式会社

N I F S M B C - B 2 0 0 7 一 日 投 資 事 業 有 限 責 任 合 伙 公 司 2 社 は 新 規 設 立 等 に よ り、当 中 間 連 結 会 計 期 間 より持分法適用の関連法人等としております。

また、株式会社セディナ他5社は株式会社セディナの第三者割当増資の引受けにより子会社となったため、大和証券キャピタル株式会社を母体とした株式会社等により関連法人等となったため、当中間連結会計期間より持分法適用の関連法人等から除外しております。

③ 持分法非適用の非連結の子会社
 子会社エヌエムエルシー・マホゴリー有限会社 212 社は、親名組合方式による賃貸事業を行う業者であります。その資産及び負債は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第7条第1項ただし書第2号により、持分法非適用としております。

④ 持分法非適用の関連法人等
 主要な会社名 Daiwa SB Investments (S) S O L L d.

持分法非適用の関連法人等の中間純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に關する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算目等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の中間決算目等は次のとおりであります。

12月末日	4社
1月末日	2社
3月末日	4社
4月末日	2社
5月末日	6社
6月末日	119社
7月末日	19社
8月末日	8社
9月末日	156社

② 12月末日、1月末日、3月末日及び5月末日を中間決算目とする連結される子会社及び子法人等は9月末日現在、4月末日を中間決算目とする連結される子会社及び子法人等は7月末日及び9月末日現在、並びに一部の6月末日及び7月末日を中間決算目とする連結される子会社及び子法人等については9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の財務諸表により編成しております。

なお、平成22年8月に設立された6月末日を中間決算目とする連結される子法人等については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

① 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要
 連結される子会社である三井住友銀行は、顧客から売掛債権の金融債権買取業務等を行う特別目的会社(ケイマン法人及び一般社団法人等の形態によっております。)12社に係る借入及びコマース・ペーパーでの資金調達(預入、貸出等、信用付及び流動性付)を仲介しております。

特別目的会社12社の成立の取組目における専従報酬(報酬合計)は22,265,665百万円、負債総額(単純合算)は22,265,437百万円です。

なお、いずれの特別目的会社についても、三井住友銀行は議決権のある出資等は有しております。役員や従業員の出資もありません。

② 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社の取引金額等

(単位:百万円)

取引内容	非支配株主に係る取引	
	当中間連結会計期間末既済(平成22年9月30日現在)	(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
(項目)	(金額)	(金額)
貸出金	1,651,358	貸出金利息 8,372
信用付	494,261	役員取引等収益 815
流動性付	232,441	

三井住友フィナンシャルグループ 中間決算公告(写)

<会計処理基準に関する事項>

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における物価その他の物価に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して収益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の目的を考慮し、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

有価証券及び特定取引資産の評価は、有価証券及び金融商品等については中間連結決算日直前1ヶ月の市場価格(スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日直前に決済したもののみなした)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券の評価は、譲渡目的の譲渡については移動平均法による簿価法(定額法)、持分法適用外の非連結子会社・子法人等株式及び持分法適用外の関連法人等株式については移動平均法による簿価法、その他の有価証券については中間連結決算日の市場価格に基づき時価法(売却価額法)により評価し、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による簿価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券以外のデリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。

4. 無形固定資産
(1) 無形固定資産は、定義法により評価しております。また、自社利用のソフトウェアについては、当該取引に連結される国内子会社及び子法人等による利用可能期間(主として年)に基づき評価しております。

5. 貸倒引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金の計上は、貸倒リスクのある子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている「貸倒引当金」に照り、次のとおり計上しております。

6. 買手引当金の計上基準
買手引当金は、従業員への買手の支払いに備えるため、従業員に対する買手の支払見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員が退職引当金に備えるため、当中間連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末に発生している見込額を計上しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む。)に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内閣に高く当中間連結会計期間末の必要支払額を計上しております。

9. ポイント引当金の計上基準
ポイント引当金は、「顧客ポイントバンク」や「ポイントカード」等のポイント制度において発生し得るポイント付与したポイントの将来の利益による引当金に備えるため、その利益の発生ポイントを全額に集積した見込額のうち、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

10. 繰上償還私債引当金の計上基準
繰上償還私債引当金は、一定の条件を満たし負債計上した私債について、債主からの私債返還に備えるため、過去の私債返還実績に基づく将来の繰上償還見込額を計上しております。

11. 利息返還損失引当金の計上基準
利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に備えるため、過去の返還実績等に基づく将来の繰上償還見込額を計上しております。

12. 特約法上の引当金の計上基準
特約法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の買戻し取引又はデリバティブ取引等に起因して生じた事象による損失の補てんに充てられ、金融商品取引法第66条の3の規定に基づき計上しております。

13. 外債償還金・負債の繰上基準
当社及び連結される子会社である三井住友銀行の外債償還金・負債及び海外決済については、取得時の為替相場による円換算額を子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間連結決算日の時点での為替相場と異なる為替相場を適用しております。

14. リース取引による収益及び費用の計上基準
(1) アイソリース・リース取引に係る収益の計上基準
受取利息相当額を収益として当期に配分する方法により行っております。

15. 重要なヘッジ会計の方法
(1) 金利ヘッジヘッジ
連結される子会社である三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

16. のれんの繰上方法及び評価期間
SMBICブランド証券株式会社、三井住友ファイナンス&リース株式会社、日本コーポラル証券株式会社、株式会社信託銀行(銀行及び株式会社アディエ)に係るのれんは20年間の評価期間、その他については実質年率に全額償却しております。

17. 消費債等の会計処理
当社及び連結される国内子会社及び子法人等の消費債及び地方債等の会計処理は、繰上法によって行っております。

<中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更>
1. 資産除去債務に関する会計基準
「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第1号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の運用指針」(企業会計基準運用指針第1号 平成20年3月31日)が平成22年4月1日以後適用される連結会計年度から適用されることとなったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び運用指針を適用しております。

2. 金融商品に関する会計基準
「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第21号 最終改正平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「貸倒引当金に関する会計基準の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「繰上償還私債に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業継承等に関する会計基準」(企業会計基準第25号 最終改正平成20年12月26日)が平成22年4月1日以後適用される連結会計年度から適用されることとなったことにより、当中間連結会計期間から同会計基準及び運用指針を適用しております。

<表示方法の変更>
1. 中間連結貸借対照表関係
前期中間連結会計期間において、「その他負債」に含めて表示しておりました「ポイント引当金」(前中間連結会計期間末1,673百万円)、「繰上償還私債」(前中間連結会計期間末8,071百万円)は、重要事項としたため、当中間連結会計期間より区分表示しております。

2. 中間連結損益計算書関係
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「連結財務諸表に関する会計基準の運用指針」(企業会計基準運用指針第1号 平成20年3月31日)が平成22年4月1日以後適用される連結会計年度から適用されることとなったことにより、当中間連結会計期間から同会計基準及び運用指針を適用しております。

<追加情報>
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年10月16日)及び「連結財務諸表に関する会計基準の運用指針」(企業会計基準運用指針第16号 平成20年10月16日)が平成22年4月1日以後適用される連結会計年度から適用されることとなったことにより、当中間連結会計期間から同会計基準及び運用指針を適用しております。

6. 買手引当金の計上基準
買手引当金は、従業員への買手の支払いに備えるため、従業員に対する買手の支払見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員が退職引当金に備えるため、当中間連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末に発生している見込額を計上しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む。)に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内閣に高く当中間連結会計期間末の必要支払額を計上しております。

9. ポイント引当金の計上基準
ポイント引当金は、「顧客ポイントバンク」や「ポイントカード」等のポイント制度において発生し得るポイント付与したポイントの将来の利益による引当金に備えるため、その利益の発生ポイントを全額に集積した見込額のうち、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

10. 繰上償還私債引当金の計上基準
繰上償還私債引当金は、一定の条件を満たし負債計上した私債について、債主からの私債返還に備えるため、過去の私債返還実績に基づく将来の繰上償還見込額を計上しております。

11. 利息返還損失引当金の計上基準
利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に備えるため、過去の返還実績等に基づく将来の繰上償還見込額を計上しております。

12. 特約法上の引当金の計上基準
特約法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の買戻し取引又はデリバティブ取引等に起因して生じた事象による損失の補てんに充てられ、金融商品取引法第66条の3の規定に基づき計上しております。

13. 外債償還金・負債の繰上基準
当社及び連結される子会社である三井住友銀行の外債償還金・負債及び海外決済については、取得時の為替相場による円換算額を子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間連結決算日の時点での為替相場と異なる為替相場を適用しております。

14. リース取引による収益及び費用の計上基準
(1) アイソリース・リース取引に係る収益の計上基準
受取利息相当額を収益として当期に配分する方法により行っております。

(2) オペレーティング・リース取引に係る収益の計上基準
主に、リース期間中のリース料金の受取につき毎月当りのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

(3) 割賦販売取引の売上及び売上前払引当金の計上基準
主に、割賦取引による売上前払引当金を基準として当該経過期間に対応する割賦売上及び割賦損失を計上しております。

15. 重要なヘッジ会計の方法
(1) 金利ヘッジヘッジ
連結される子会社である三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

16. のれんの繰上方法及び評価期間
SMBICブランド証券株式会社、三井住友ファイナンス&リース株式会社、日本コーポラル証券株式会社、株式会社信託銀行(銀行及び株式会社アディエ)に係るのれんは20年間の評価期間、その他については実質年率に全額償却しております。

17. 消費債等の会計処理
当社及び連結される国内子会社及び子法人等の消費債及び地方債等の会計処理は、繰上法によって行っております。

<中間連結財務諸表関係>
1. 総資産は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社の株式(及び出資)総額(連結子会社及び子法人等の株式(及び出資)を除く) 272,919百万円

3. 無形固定資産の取得に用いた現金及び現金同等物(「有価証券」の中留及び「特定取引資産」の中留を除く) 日本公認会計士協会監事委員会報告第24号 以下、「監事委員会報告第24号」という。に規定するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

4. 貸付金のうち、重要事項(第21号)1,082百万円、重要事項(第22号)1,089,363百万円であり、重要事項(第23号)284百万円、重要事項(第24号)440百万円及び貸出金10,460百万円を差し引いております。

5. 貸付金のうち、重要事項(第23号)1,089,363百万円であり、重要事項(第24号)440百万円及び貸出金10,460百万円を差し引いております。

6. 重要事項(第24号)1,089,363百万円であり、重要事項(第25号)440百万円及び貸出金10,460百万円を差し引いております。

7. 重要事項(第25号)440百万円であり、重要事項(第26号)1,089,363百万円及び貸出金10,460百万円を差し引いております。

8. 重要事項(第26号)1,089,363百万円であり、重要事項(第27号)440百万円及び貸出金10,460百万円を差し引いております。

9. 重要事項(第27号)440百万円であり、重要事項(第28号)1,089,363百万円及び貸出金10,460百万円を差し引いております。

10. 重要事項(第28号)1,089,363百万円であり、重要事項(第29号)440百万円及び貸出金10,460百万円を差し引いております。

11. 重要事項(第29号)440百万円であり、重要事項(第30号)1,089,363百万円及び貸出金10,460百万円を差し引いております。

12. 重要事項(第30号)1,089,363百万円であり、重要事項(第31号)440百万円及び貸出金10,460百万円を差し引いております。

13. 重要事項(第31号)440百万円であり、重要事項(第32号)1,089,363百万円及び貸出金10,460百万円を差し引いております。

14. 重要事項(第32号)1,089,363百万円であり、重要事項(第33号)440百万円及び貸出金10,460百万円を差し引いております。

11. 連結される子会社である三井住友銀行及びその他の一部が連結される子会社は、土地の再評価に関する法律（平成19年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成19年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰越税金負債」として当期の損引とし、これを控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額」として純資産の部に計上しております。

また、一部の特分法適用の関連法人等も同法律に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日
 連結される子会社である三井住友銀行 平成19年3月31日及び平成19年3月31日
 その他の一部が連結される子会社及び特分法適用の関連法人等 平成19年3月31日、平成19年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 連結される子会社である三井住友銀行 土地の再評価に関する法律施行令（平成19年3月31日公布令第119号）第2条第3号に定める固定資産評価額、同条第4号に定める取得価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて、簿価換算後、時点算定、時点算定等による繰上算定、合理的な調整を行って算出。
 その他の一部が連結される子会社及び特分法適用の関連法人等 土地の再評価に関する法律施行令（平成19年3月31日公布令第119号）第2条第3号に定める固定資産評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて算出。

12. 有形固定資産の減価償却累計額 694,183百万円
 13. 借入金による他の債務よりも債務の履行が期待される質の特約が付された若狭特約付借入金363,731百万円が含まれております。

14. 負債には、客特約付社債2,085,497百万円が含まれております。
 15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の払戻（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は、996,709百万円であります。

16. 1株当たりの純資産額 5,070円/株
 17. ストック・オプションに関する事項は下記のとおりであります。
 (1) ストック・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
 当期中間 46百万円
 (2) 当中間連結会計期間に付したストック・オプションの内容

決議年月日	平成22年7月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(人)	当社の取締役 8 当社の取締役 3 当社の執行役員 2 三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 69
付与日	平成22年8月13日
権利確定条件	当社及び三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれかの地位を失った時点（以下、「権利行使開始日」といいます。）、以後、権利行使を行っていただく。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの限り、権利行使を行うことができる。
対象期間	平成22年6月19日から平成22年度に関する定期株主総会終結時まで
権利行使期間	平成22年8月13日から平成22年8月12日まで
権利行使価額(円)	1,500
付与日における公正評価価額(円)	2.115
(注) 株式数に換算して記載しております。	

18. 取得による企業結合
 株式会社セゾンの第三者割当増資の引受け及び連結子会社化
 当該連結される子会社である株式会社SMFGカード&クレジット（以下、「FGCC」）は、当社の特分法適用の関連法人等でありました株式会社セゾン（以下、「セゾン」）が平成22年5月31日に行った第三者割当増資を引受けを行いました。これにより、当社はセゾンを連結される子会社としたことに加え、取得による企業結合の概要は、次のとおりであります。

(1) 企業結合の概要
 ①取得企業の名称及び事業の内容
 セゾン（事業の内容：クレジットカード事業）
 ②企業結合を行った主な理由
 セゾンの企業価値向上のための新規事業・システムの投資やコスト構造改革を効率的に実施する経営統合の第一歩としてのスピードアップと協業を実現するとともに、三井住友カード株式会社と共に当社グループのクレジットカード事業における中核会社としてのセゾンの位置付けをより一層明確化し、併せて財務基盤の強化を行うため、FGCCがセゾンの普通株式を第三者割当の方により引き受け、同社を連結子会社いたしました。

③企業結合日
 平成22年5月31日

④企業結合の法的形式
 第三者割当増資の引受けによる連結子会社化
 ⑤結合後企業の名称
 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
 ⑥取得した議決権比率
 企業結合直前に所有していた議決権比率 49%
 企業結合日に追加取得した議決権比率 71%
 取得後の議決権比率 69%

⑦取得企業を決定するに至った主な経緯
 当社はセゾンの議決権の過半数を取得し、連結子会社化したことによる。

(2) 当中間連結会計期間に係る当中間連結利益計算書に含まれる親会社取得企業の業績の期間
 平成22年4月1日から平成22年9月30日まで
 ただし、平成22年8月30日のみは取得日とされているため、当中間連結利益計算書上、平成22年4月1日から平成22年6月30日までの親取得企業に係る業績は、特約法適用期間として計上しております。

(3) 親取得企業の取得原価及びその内訳
 企業結合直前に所有していたセゾンの普通株式の時価 35,963百万円
 企業結合日に追加取得したセゾンの普通株式の時価 68,999百万円
 取得に直接要した支出額 203百万円
 親取得企業の取得原価 105,164百万円
 親取得企業に追加取得したセゾンの普通株式の時価 68,999百万円
 取得に直接要した支出額 203百万円
 取得した親のれん金額合計額 174,367百万円

(4) 親取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
 親取得企業の取得原価 105,164百万円
 取得した親のれん金額合計額 174,367百万円
 差額（取得原価に係る差額） 11,667百万円

(5) 発生した親のれん金額、発生原因、償却方法及び償却期間
 ①発生した親のれん金額 9,671百万円
 ②発生原因
 取得原価とセゾンに係る当社特分法適用の差額との差額をのれんとして処理しております。
 ③償却方法及び償却期間 20年間で均等償却

(6) 企業結合日以後に発生した負債の償却に引き受けた負債の償却にその主な内訳
 ①負債の額
 買収前 2,431,525百万円
 5年以内 438,497百万円
 うちその他有価証券 863,639百万円
 うち支払原資産 1,124,290百万円
 ②負債の内訳
 負債合計 2,520,313百万円
 うち有形負債 969,790百万円
 うち無形負債 1,524,290百万円

(7) 当該企業結合が当中間連結会計年度の開始の日に至ったと仮定した場合の当中間連結会計期間に係る当中間連結利益計算書に及ぼす影響の概要
 ①当該企業結合が当中間連結会計年度の開始の日に至ったと仮定して算定された経常収益及び損益増減と取得企業の当中間連結利益計算書における経常収益及び損益増減との差額
 経常収益 213,696百万円
 経常損失 215,584百万円
 中間純利益 215,237百万円
 (注) 一般企業の高上高に代えて、経常収益を記載しております。
 ②損益勘別表方式及び償却期間の異なるセゾン及びその連結される子会社の平成22年4月1日から平成22年6月30日までの取得原価と、当該期間に係るのれん償却期間を加えて算出してあります。なお、実際に企業結合が当中間連結会計年度開始の日に至った場合は繰上繰越を伴うものであります。
 また、上記情報につきましては、有価証券、および監査法人の監査証明を受けておりません。

19. 連結自己資本比率（第一基準） 16.02%

<当中間連結利益計算書概要>
 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「その他経常収益」には、株式売却益5,572百万円及び特分法による投資利益1,627百万円を含んでおります。
 3. 「その他経常費用」には、賞与引当金繰入額8,362百万円、貸出金繰入額6,053百万円及び減損額6,075百万円を含んでおります。
 4. 「特別利益」はのれん発生差額90百万円、償却繰上利益1,307百万円及び毀損賠償に係る差額12,655百万円を含んでおります。
 5. 「特別損失」には、固定資産売却損1,542百万円、減損損失1,414百万円及び買収除去債務特分法適用に伴う影響額3,532百万円を含んでおります。

6. 当中間連結会計期間において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
中部圏	遊休資産	3物件	29百万円
	遊休資産	23物件	829百万円
近畿圏	その他	2物件	113百万円
	遊休資産	25物件	716百万円
その他	遊休資産	5物件	13百万円

減損となる資産である三井住友銀行は、継続的収益性の改善・転換が実施されている各事業拠点（物理的に同一の資産を有する拠点）をグループ全体の最小単位としております。また、遊休資産・福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを先み出さない資産は共有資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグループ全体の最小単位としております。また、当社及びその他の連結される子会社及び子法人等については、各事業拠点をグループ全体の最小単位とする方針でグループ化を行っております。

当中間連結会計期間は、三井住友銀行では共有資産及び遊休資産について、また、その他の連結される子会社については、共有資産、遊休資産等について、投資額回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、主として正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

7. 1株当たり中間純利益金額 290円/株
 8. 親有株式調整後1株当たり中間純利益金額 206円/株

<有価証券概要>
 当中間連結貸借対照表の「有価証券」のうち、「現金預け金」中の繰越引当金及び「買入金債権」中の貸付債権引当金等も合わせて記載しております。

1. 満期前目的の債券（平成22年9月30日現在）

種類	取得原価	簿価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
国債	6,786,478	6,767,143	19,335
地方債	161,329	160,352	977
社債	249,162	249,132	30
その他	2,991	2,794	197
小計	7,197,960	7,179,421	18,539
特約法適用期間中のもの	269	269	0
償上り及び償下りのもの	207	206	1
その他	11,965	11,964	1
小計	12,481	12,435	46
合計	7,210,441	7,191,856	18,585

2. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

種類	取得原価	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
株式	4,705,177	981,260	3,723,917
債券	16,532,389	16,494,146	38,243
国債	12,298,112	12,017,467	280,645
地方債	367,663	367,663	0
社債	3,876,494	3,801,366	75,128
その他	9,496,128	8,506,512	989,616
小計	29,978,053	21,176,552	8,801,501
株式	315,117	1,141,088	(825,971)
債券	4,999,031	4,998,788	243
国債	4,101,121	4,100,110	1,011
地方債	4,960	4,960	0
社債	292,241	298,427	(6,186)
その他	1,672,374	1,171,129	501,245
小計	4,917,583	7,056,363	(2,138,780)
合計	30,895,636	28,232,915	2,662,721

(注) 1. 差額のうち、特約法適用期間により取得し及び売却されたもの296百万円は運用しております。
 2. 特約法適用期間中のものを含めて掲載したため、繰上繰越の繰上額が0となっております。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間連結貸借対照表	
株式	215,961
債券	79,228
小計	4,960

①株式については、当該減損が、特約法適用期間中に発生していることから、主として「その他有価証券」に計上しております。

3. 減損処理を行った有価証券
 有価証券（子会社株式及び関連会社株式を除く。）は、時価が取得原価を下回った場合、当該有価証券の帳簿価額を時価まで引き下げるものについては、原則として時価が取得原価まで引き下げる見込みがないものとなっており、当該時価をもとめて貸借対照表に計上し、評価差額を当中間連結貸借対照表の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当中間連結会計期間における有価証券の減損額は23百万円です。時価が「買・く」した、と判断したものの比率は、資産の自己査定率において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおりであります。
 繰上繰越 時価が取得原価に比べて90%以上高
 親有株式 時価が取得原価に比べて90%以上高
 正味売却 時価が取得原価に比べて90%以上高
 なお、繰上繰越とは、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻とは継続上回等の状況にある発行会社、継続破綻とは発行後経営破綻の状況がないが今後経営破綻に陥る可能性が高いと認められる発行会社、繰上繰越は発行後経営破綻の状況にある発行会社であります。また、正味売却は繰上繰越、継続破綻発生及び買戻見込み以外の発行会社であります。

<金銭の信託関係>

1. 譲渡保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(譲渡目的及び譲渡保有目的以外)(平成22年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取崩前額 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結 貸借対照表計上 額が取得前額を 超えるもの (百万円)	うち中間連結 貸借対照表計上 額が取得前額を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	21,018	21,100	△82	—	△82

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結決算日における当座振替等に基く特約により計上したものであります。
2. 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得前額を越えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得前額を越えないもの」はそれぞれ「取崩」の内数であります。